

機関番号：13301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530003

研究課題名（和文）：中世盛期ドイツ封建社会におけるシャテルニー（城主支配領域）の研究

研究課題名（英文）：Study in the châteltenie (Castle Dominion) of the German Feudal Society in the High Middle Ages

研究代表者

櫻井 利夫 (SAKURAI TOSHIO)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：80170645

研究成果の概要（和文）：第1に、中世盛期にライン河中流域の32の城塞について、第2にドイツのその他各地域に考察範囲を拡大し、50以上の城塞について、その周囲に形成された城主の支配権がフランス型のシャテルニー（城主支配圏）として把握できることを解明した。第3に、ドイツ王国の全領域に、さらにドイツ王国と共に神聖ローマ帝国を構成したイタリア王国とブルグント王国にも、城塞の周囲にフランス型のシャテルニーが存在したことを解明した。この研究成果はドイツと日本の歴史学・法制史学において初めて獲得された学問的成果であり、11-13世紀までの中世盛期を歴史的にシャテルニー段階として措定するための基礎になるという学問的意義をもつ。

研究成果の概要（英文）：First, I could clear up that the control area which was made around 32 castles in the middle valley of the Rhein in the High Middle Ages (11th to 13th century) can be grasped as the châteltenie (châtelaine's dominion) of French type. Second, concerning over 50 castles of other areas of Germany also, I could clarify that the control area which was made around those can be grasped as the châteltenie. Finally, I could clarify that the châteltenie of French type existed around castles also in all areas of Germany and in both kingdoms of Italia and Burgundy which form the Holy Roman Empire with kingdom of Germany. These results of research are obtained for the first time in the historical and legal-historical society of Japan and Germany. And scientific meaning of these results lies in the respect that these results become a basic knowledge in order to grasp historically the High Middle Ages as the stage of châteltenie.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中世盛期、ドイツ、封建社会、シャテルニー

1. 研究開始当初の背景

フランス史学では、シャテルニー研究は封

建社会の構造的把握のために不可欠の研究
課題と見なされ、着実に研究成果が蓄積され

てきた。これに対しドイツ学界では、第二次世界大戦後、特に 1970 年代以後城塞史研究が大幅に進展し、現在もなお盛行を見ているが、しかしドイツの城塞について、その周囲に形成される城主の領域支配権（城塞支配権）に関する研究は、依然として未開拓であるという状況である。しかし 2002 年にドイツの歴史家 M・グローテン Groten は 11 世紀中葉以後王権の政治的危機がドイツにおける城塞支配権の現象の拡大という帰結をもたらしたことを指摘すると同時に、ドイツでも文字通り「ドイツのシャテルニー」に関する研究が行われるべきことを要請するに及んだ。他方で、日本の学界では、第二次世界大戦直後からほぼ 1960 年代まで活発に行われたヨーロッパ封建制に関する研究とその論争の過程で、ドイツ史の側でのシャテルニーないし城塞支配権に関する研究の空白が浮き彫りにされた。このように、戦後日本の歴史学界では、ドイツの封建制第二期（11—13 世紀）をフランスのようにシャテルニ段階として把握しうるのかどうかという問題が、依然として未解決なままに残されている。以上の日独における学界状況が、研究課題「中世盛期ドイツ封建社会におけるシャテルニー（城主支配領域）の研究」を着想するに至った理由である。

2. 研究の目的

ドイツの封建社会第二期をフランスのようにシャテルニ段階として把握しうるのかという上記の問題に、実証的に決着をつけることを最終的な目的とし、できる限り多くの城塞について、その周囲の城主の支配領域・支配権がフランスのシャテルニーと同質的な性格のものであることを解明することを目的（課題）として設定した。その際の基

本的な問題関心は、歴史を推し動かす究極的な力は何かを解明することである。

3. 研究の方法

(1) 中部ライン河流域とその他ドイツ王国の各地域の城塞を始めとして、ドイツ王国と共に神聖ローマ帝国を構成したブルグント王国、イタリア王国の諸城塞についても、その周囲に形成された支配権がフランスのシャテルニーと同じかあるいは類似の用語で表現されているかどうかを、神聖ローマ帝国皇帝の証書集及びドイツの各地方の証書集から検出するという方法を採用した。

フランスのシャテルニーを表現する用語は次の通りである。

① 先ずラテン語では、castellaria, castellania, castellatura, territorium（領域、罰令区）、potestas（命令圏域）、districtus（罰令区、裁判区）、circuitus（領域、区域）、bannus（罰令区）、salvamentum（保護区）、vicaria（領域、ウィカリア）、mandamentum（命令圏域）、mandaria（命令圏域）、dominium（支配領域）、custodia（保護区）、jurisdictio（裁判区）等。

② フランス語では、châtellenie の他に、pôté (potestas と同義)、détroit (districtus と同義)、sauvement (salvamentum と同義)、mandement, (mandamentum, mandaria と同義), ban (bannus と同義) 等。

フランスのシャテルニーを表現するこれらの用語は、史料上ドイツのシャテルニーを検出する際に重要な指針となることが想定された。

(2) さらに、フランスのシャテルニーの内容をなすのと同様の権利や権限を、ドイツや神聖ローマ帝国の城塞の周囲に形成された支配権がもつのか否かを検討する方法、つまり

フランスのシャテルニー権力の内容とドイツ・神聖ローマ帝国の城塞支配権の内容と比較する方法が採られた。すでにフランス史学において明らかにされているシャテルニー権力の内容は以下の通りである。

- ①軍事罰令権：軍隊動員権と城塞夫役要求権
- ②裁判権：流血裁判権の意味での高級裁判権
または下級裁判権
- ③保護権力：財産保護権と人格的保護権
 - (a) 財産保護権
 - ・田畑ポリツァイ権、小麦収穫税徴収権
 - ・通行税徴収権・護送税徴収権
 - ・市場開設権
 - ・度量衡監督権
 - (b) 人格的保護権
 - ・宿泊権
 - ・保護権
 - ・タイユ税徴収権
- ④森林・牧場・河川利用権

フランスのシャテルニーの内容をなすこれらの権利や権限が、ドイツ・神聖ローマ帝国の城塞支配権の内容と同様のものであることを史料に即して示すことができるならば、ドイツ・神聖ローマ帝国の城塞支配権は実態的にもフランスのシャテルニーと同質的なものと結論することが可能になるものと想定された。

(3) 史料に無数に登場する「城塞並びに付属物」という表現において、「付属物」(ラテン語で *attinentia*, *pertinentia*, *appertinentia* 等) の用語もまたシャテルニーを意味すると想定されたことから、「付属物」の用語の意味内容をも史料に即して追究する方法が採られた。

4. 研究成果

以下の研究成果が得られた。

(1) ドイツ王国の各地域にフランス型のシャテルニーが一般的に存在した。

(2) 貨幣経済の復活だけではなく、軍制の発展つまりレーエン制的騎士軍の衰退及びその代替物たる城臣制度と城塞守備レーエン法との発展またシャテルニー形成に機動力と見なされる。

(3) 城主のシャテルニー権力はローマ法上の所有権概念によって媒介され、所有権的なものとして理解されていた。

(4) 城塞の「付属物」の用語は、ドイツ王国・イタリア王国・ブルグント王国が構成する神聖ローマ帝国の全体において、城塞周囲の所領と支配権的権利の統一体、つまり城塞支配権＝シャテルニーを意味するものである。

(5) 「城塞を付属物と共に」ないし「城塞並びに付属物」の記述が、皇帝・国王証書や地域史の史料集に無数に登場するために、中世の神聖ローマ帝国に城塞支配権＝支配領域(シャテルニー)が一般的に存在したと結論される。

(6) 証書史料において「付属物」の用語を伴わずに単に城塞名だけが記述されている場合がしばしばあるが、この場合には城塞が付属物を欠いているのではなく、城塞名だけですでに城塞のヘルシャフト(支配権)、つまり城塞周囲の所領と支配権、つまりシャテルニーを表現している。この意味で、「城塞を示す名称はしばしばヘルシャフトと同義で使われた」という H・エブナーEbner の指摘は、正当なものと評価される。

(7) 「付属物」の歴史的意味について

① 証書の中での「付属物」に関する記述が、11世紀以後「城塞以外の様々な主体物並びに付属物」の形から、「城塞並びに城塞以外の様々な付属物」の形へと変化したことは、換言すれば、城塞が、例えばグルントヘルシャフト(荘園制)、領主館、司教都市、伯領、

罰令区、裁判区、教会、礼拝堂等の様々な主体物に取って代わり、これらの言わば城塞以前の主体物を付属物としつつ、自らそれらの主体物、つまり中心として登場したことを意味する。

② 特に、グルントヘルシャフトが政治社会組織や支配組織の最も通常的な形式であった以上、証書における記述が「グルントヘルシャフト並びに付属物」の形から、「城塞並びに城塞以外の様々な付属物（グルントヘルシャフト等）」へと変化したことは、必然的に、現実の政治社会構造の転換を反映するという意味をもつ。

③ 城塞支配権ないしシャテルニー権力は国制史、定住史、社会史、経済史、政治史的な性格をもつ包括的な歴史的転換を反映するだけでなく、カロリング時代以来の支配＝裁判構造の根本的な改造を表現する。このことから、それ自体としてシャテルニーを意味する城塞の「付属物」の用語は、このような歴史の大規模な構造転換を解き明かす暗号の意味をもつ。

(8) 城塞を中核とするシャテルニーの発展は、国制史全般及び貴族の歴史と密接な関連に立ち、軍事権力、裁判権等の支配権が一層貴族階層に移行し、かくして貴族権力が強化されるという帰結をもたらした。

(9) ドイツにおいて、国王権力の弱体化、これと同時並行的に貴族への支配権の移動という歴史の発展の1つの帰結として、13世紀以後帝国諸侯等の高級貴族による領国の建設が始まり、またこの発展の延長線上で、14世紀以後領国の地方行政区アムト Amt が創り出された。このアムトの中核を構成したのが、しばしば城塞であった。またほぼドイツの全領域で、アムトは城塞の「付属物」として現れることが確認された。

(10) ドイツ王国について、封建制社会第二期

はレーエン制国家（封建国家）からランデスヘルシャフト（領域国家）への移行を媒介する独立の段階として把握される。

これらの研究成果を下記の著書、論文、研究会での報告を通じて発表し、相当に大きな反響を得ることができた。特に著書に対してはすでに3つの書評が書かれている。「ヨーロッパでも日本でも歴史学のテーマは極度に分散化し、細分化されている今日」、「中世社会の全体的、本質的な構造、いわゆる権力構造、封建社会論が究極的な課題とされている点は」「極めて貴重である」（『創文』No. 525、24頁）、「本書の最大の功績は、ドイツの城塞支配圏がフランスのシャテルニーと極めて近い存在であることを、説得的な形で証明し」（『歴史学研究』No. 865、57頁）、また「長い間なおざりにされてきた12～13世紀のドイツ領主制研究に道筋をつけ、封建国家研究の新たな可能性を開いた」（同、57頁）、あるいは「ドイツにおいて城塞が持ち得た意義を史料に即して提示したことは、我が国学界に対する大きな寄与であって、本書を契機として、城塞をめぐる研究が我が国でも活発になるよう、期待される」（『法制史研究』60号、266頁）等々と高く評価されている。

今後は、ドイツ王国を研究対象地域とし、封建制第一期の荘園制から同第二期のシャテルニー制への発展、及びこのシャテルニー制からランデスヘルシャフト（領域国家）の地方行政組織（アムト制）への発展という、発展段階の設定が実証的に成り立つかどうかを研究対象としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 櫻井 利夫「神聖ローマ帝国におけるシャテルニー——「付属物」の視角から——」、

金沢法学 53-2、2011、43-98、査読無

② 櫻井 利夫「二つの城の物語」、『創文』
519、2009、16-19、査読無

〔学会発表〕(計2件)

① 櫻井 利夫「神聖ローマ帝国におけるシヤテルニー——「付属物」の視角から——」、
ヨーロッパ中世史研究会、2009年12月5日
(東京都、青山学院大学文学部)

② 櫻井 利夫「中世ドイツの城塞、城塞支配権及び国家」、金沢大学公開講座(法学類)、
2009年6月25日(石川県、金沢大学西町研修館)

〔図書〕(計1件)

① 櫻井 利夫『ドイツ封建社会の構造』、創
文社、2008、総頁500頁、査読有
(平成20年度科学研究費補助金研究成果
公開促進費による出版)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 利夫 (SAKURAI TOSHIO)
金沢大学・法学系・教授
研究者番号：80170645